

兵庫県公報

令和4年6月14日 火曜日 第319号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和4年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更の認可（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 令和3年度地籍調査事業の実施の変更（同）	4
○ 漁業災害補償法の規定による漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	5
○ 土壌汚染対策に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	6
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	6
○ 令和5年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施（林務課）	6
○ 令和4年度近畿圏都市交通体系調査業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル方式） の実施（都市計画課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	16
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
県議会議務局公告	
○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	17
選挙管理委員会告示	
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第90号（衆議院比例代表選出議員選挙における開票区 の設置）の一部改正	18
警察本部公告	
○ 入札公告	18

告 示

兵庫県告示第737号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する令和4年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学科試験 （指導方法）	全職種	令和4年9月22日（木） 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

なお、実技試験及び学科試験のうち関連学科は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

- (1) 次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの
 - ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 - イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
 - ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者
- (2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

5 受験手続

- (1) 受験申請書類
 - ア 受験申請書
 - イ 受験資格を証明する書類
- (2) 申請書類の提出先
 - 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班
- (3) 申請書類の提出期間
 - 令和4年8月1日（月）から同月19日（金）まで
 - （受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - なお、郵送による場合は、簡易書留とし、令和4年8月19日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験手数料
 - 3,100円
 - 手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付、または電子納付とする。
- (5) 受験票
 - 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

令和4年10月14日（金）に県ホームページに掲載するとともに、受験者に合否結果を通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形2号）（宛先を明記の上140円分の切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部能力開発課に申し込むこと。
- (3) 受験についての問合せ先
 - 兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班
 - 電話（078）362-3369（直通）



兵庫県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市神出土地改良区	令和4年5月11日

~~~~~

**兵庫県告示第739号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 見性寺井堰土地改良区 | 令和4年5月17日 |

~~~~~

兵庫県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
志方土地改良区	令和4年5月11日

~~~~~

**兵庫県告示第741号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

|           |           |
|-----------|-----------|
| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
| 高田西部土地改良区 | 令和4年4月25日 |

~~~~~

兵庫県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
照来土地改良区	令和4年5月18日

~~~~~

**兵庫県告示第743号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名  | 認可年月日     |
|----------|---------------------------|------|-----------|
| 成相土地改良区  | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 成相地区 | 令和4年4月28日 |



**兵庫県告示第744号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名   | 認可年月日    |
|----------|---------------------------|-------|----------|
| 大日川土地改良区 | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 大日川地区 | 令和4年5月9日 |



**兵庫県告示第745号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称  | 事業名                       | 地区名    | 認可年月日     |
|-----------|---------------------------|--------|-----------|
| 南淡南部土地改良区 | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 南淡南部地区 | 令和4年4月28日 |



**兵庫県告示第746号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和3年度地籍調査事業を次のとおり変更し、実施する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業計画を変更した年月日  
令和4年5月31日
- 2 調査を行う者の名称  
兵庫県
- 3 調査地域

尼崎市のうち今福、豊岡市のうち但東町西谷、竹野町小城及び出石町荒木、養父市のうち大屋町夏梅、大屋町加保、大屋町筏、八鹿町小佐、八鹿町浅間、八鹿町石原、八鹿町今滝寺、奥米地、中米地、大谷、出合及び万久里、朝来市のうち生野町上生野、生野町円山、和田山町竹ノ内、和田山町久留引、和田山町宮、和田山町柳原、和田山町筒江、和田山町白井、和田山町寺谷、山東町迫間、山東町末歳、田路、上八代、多々良木及び佐囊、多可郡多可町のうち加美区豊部及び加美区熊野部、神崎郡神河町のうち湊、長谷、大河、上小田及び福本、佐用郡佐用町のうち豊福、上石井、上秋里、東徳久、中三河、三日月及び西新宿、美方郡香美町のうち小代区佐坊、村岡区萩山及び村岡区板仕野並びに美方郡新温泉町のうち浜坂及び正法庵

4 調査期間

令和3年4月から令和5年3月まで



**兵庫県告示第747号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 加 入 区 |                                                          | 同意成立年月日   |
|-------|----------------------------------------------------------|-----------|
| 区 域 名 | 区 分                                                      |           |
| 沼島区域  | 総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                      | 令和4年5月16日 |
| 塩田区域  | 船びき網を使用して営む漁業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業 | 同上        |
| 塩田区域  | 船びき網を使用して営む漁業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業  | 同上        |



**兵庫県告示第748号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
小野市匠台1番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第749号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
加東市上中三丁目25番1及び42番2の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

兵庫県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和4年6月14日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                             |    |                                     |                |     |
|--------------|-----------------------------------|----|-------------------------------------|----------------|-----|
|              | 区間                                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                     | 延長<br>(メートル)   | 備考  |
| 県道<br>田寺今在家線 | 姫路市町坪字北ノ町64番2から<br>同市玉手字前地456番1まで | 旧  | 5.0から<br>15.0まで                     | 621.0          |     |
|              |                                   | 新  | 5.0から<br>15.0まで<br>17.0から<br>51.0まで | 621.0<br>621.0 | 予定地 |

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年6月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 随意契約に係る役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県総務部市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び住所  
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額  
66,053,446円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

令和5年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）第7条第2項の規定により、令和5年度兵庫県立森林大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和4年6月14日

兵庫県立森林大学校長 金子哲朗

## 1 定員、募集方法等

## (1) 定員 20名

## (2) 募集方法

ア 学校推薦入学試験（募集人員は定員の半数程度）

イ 自己推薦入学試験（第1回）（募集人員はイ、ウ及びエを合わせて定員の半数程度）

ウ 事業体推薦入学試験（第1回）（募集人員はイ、ウ及びエを合わせて定員の半数程度）

エ 一般入学試験（第1回）（募集人員はイ、ウ及びエを合わせて定員の半数程度）

オ 自己推薦入学試験（第2回）（募集人員は若干名。ただし、アからエまでの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。）

カ 事業体推薦入学試験（第2回）（募集人員は若干名。ただし、アからエまでの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。）

キ 一般入学試験（第2回）（募集人員は若干名。ただし、アからエまでの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。）

## (3) 課程

森林林業専門課程

## 2 教育期間

2箇年

## 3 入学試験

## (1) 学校推薦入学試験

## ア 試験日時

令和4年11月4日（金）午前9時50分から

## イ 試験場所

宍粟市一宮町能倉772—1

兵庫県立森林大学校

## ウ 試験科目

(7) 筆記試験（小論文）

(f) 面接試験

## エ 受験資格

次の全ての条件を満たす人

(7) 本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和5年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した人（令和5年3月卒業見込の人を含む。）

b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人

(f) 次の全ての条件を満たす人

a 当該高等学校等の長が責任をもって推薦できる人

b 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上であること。

c 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人

d 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人

## オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

## (f) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

- b 受験票  
氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。
  - c 受験票送付用封筒  
定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。
  - d 履歴書  
本人自筆の上、写真を貼り付けること。
  - e 調査書  
出身高等学校等の長が作成し、厳封したものであること。
  - f 推薦書  
出身高等学校等の長の推薦書
- (7) 提出期間  
令和4年10月3日（月）から同月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和4年10月24日（月）の消印まで有効とする。
- (8) 提出先  
〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校
- カ 合格発表  
令和4年11月11日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。
- キ 受験についての問合せ先  
兵庫県立森林大学校  
電話（0790）72-2700
- (2) 自己推薦入学試験（第1回）
- ア 試験日時  
令和4年12月9日（金）午前9時50分から
- イ 試験場所  
宍粟市一宮町能倉772-1  
兵庫県立森林大学校
- ウ 試験科目
- (7) 筆記試験（小論文）
  - (8) 面接試験
- エ 受験資格  
次の全ての条件を満たす人
- (7) 本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和5年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人
    - a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和5年3月卒業見込の人を含む。）
    - b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人
  - (8) 次の全ての条件を満たす人
    - a 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人
    - b 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人
- オ 受験手続
- (7) 募集要項の請求  
封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。
  - (8) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

f 推薦書

自己推薦書

(g) 提出期間

令和4年11月7日（月）から同月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は令和4年11月28日（月）の消印まで有効とする。

(h) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校

カ 合格発表

令和4年12月16日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には可否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校

電話（0790）72-2700

(3) 事業体推薦入学試験（第1回）

ア 試験日時

令和4年12月9日（金）午前9時50分から

イ 試験場所

宍粟市一宮町能倉772-1

兵庫県立森林大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験（小論文）

(4) 面接試験

エ 受験資格

次の全ての条件を満たす人

(7) 本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和5年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和5年3月卒業見込の人を含む。）

b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人

(4) 次の全ての条件を満たす人

a 林業分野の事業体の長が責任をもって推薦できる人

b 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人

- c 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人
- オ 受験手続
- (7) 募集要項の請求  
封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。
- (4) 提出書類  
次の書類を郵送又は持参により提出すること。  
なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。
- a 入学願書
- b 受験票  
氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。
- c 受験票送付用封筒  
定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。
- d 履歴書  
本人自筆の上、写真を貼り付けること。
- e 調査書等  
出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。
- f 推薦書  
林業分野の事業体の長の推薦書
- (7) 提出期間  
令和4年11月7日（月）から同月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和4年11月28日（月）の消印まで有効とする。
- (2) 提出先  
〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校
- カ 合格発表  
令和4年12月16日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。
- キ 受験についての問合せ先  
兵庫県立森林大学校  
電話（0790）72-2700
- (4) 一般入学試験（第1回）
- ア 試験日時  
令和4年12月9日（金）午前9時50分から
- イ 試験場所  
宍粟市一宮町能倉772-1  
兵庫県立森林大学校
- ウ 試験科目
- (7) 筆記試験
- a 小論文
- b 数学
- (4) 面接試験
- エ 受験資格

本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和5年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人

- (7) 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和5年3月卒業見込の人を含む。）
- (4) 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

令和4年11月7日（月）から同月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和4年11月28日（月）の消印まで有効とする。

(4) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校

カ 合格発表

令和4年12月16日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校

電話（0790）72-2700

(5) 自己推薦入学試験（第2回）

ただし、(1)から(4)までの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

ア 試験日時

令和5年3月14日（火）午前9時50分から

イ 試験場所

宍粟市一宮町能倉772-1

兵庫県立森林大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験（小論文）

(4) 面接試験

エ 受験資格

次の全ての条件を満たす人

- (7) 本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和5年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人
- a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和5年3月卒業見込の人を含む。）
  - b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人
- (f) 次の全ての条件を満たす人
- a 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人
  - b 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

(f) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

f 推薦書

自己推薦書

(7) 提出期間

令和5年2月15日（水）から同年3月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和5年3月8日（水）の消印まで有効とする。

(7) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校

カ 合格発表

令和5年3月20日（月）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校  
電話（0790）72-2700

(6) 事業体推薦（第2回）

ただし、(1)から(4)までの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

ア 試験日時

令和5年3月14日（火）午前9時50分から

## イ 試験場所

宍粟市一宮町能倉772—1

兵庫県立森林大学校

## ウ 試験科目

(7) 筆記試験（小論文）

(4) 面接試験

## エ 受験資格

次の全ての条件を満たす人

(7) 本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和5年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和5年3月卒業見込の人を含む。）

b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人

(4) 次の全ての条件を満たす人

a 林業分野の事業体の長が責任をもって推薦できる人

b 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人

c 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人

## オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

f 推薦書

林業分野の事業体の長の推薦書

(7) 提出期間

令和5年2月15日（水）から同年3月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和5年3月8日（水）の消印まで有効とする。

(4) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772—1 兵庫県立森林大学校

## カ 合格発表

令和5年3月20日（月）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電

話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校

電話 (0790) 72-2700

(7) 一般入学試験 (第2回)

ただし、(1)から(4)までの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

ア 試験日時

令和5年3月14日(火) 午前9時50分から

イ 試験場所

宍粟市一宮町能倉772-1

兵庫県立森林大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

a 小論文

b 数学

(4) 面接試験

エ 受験資格

本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和5年4月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人

(7) 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人(令和5年3月卒業見込の人を含む。)

(4) 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの)を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒(長形3号)に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

令和5年2月15日(水)から同年3月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和5年3月8日(水)の消印まで有効とする。

(4) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校

カ 合格発表

令和5年3月20日(月)午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には可否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校

電話 (0790) 72-2700



#### 令和4年度近畿圏都市交通体系調査業務に係る企画提案競技(公募型プロポーザル方式)の実施

令和4年度近畿圏都市交通体系調査業務について企画提案競技(公募型プロポーザル方式)を実施するので公告する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

令和4年度近畿圏都市交通体系調査業務

##### (2) 業務内容

別途配布する特記仕様書に基づく令和4年度近畿圏都市交通体系調査業務一式

##### (3) 提案上限額

15,306,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

##### (4) 業務期間

令和5年3月24日まで

#### 2 参加資格

応募者は、別途配布する応募要領で定める参加資格を有すること。

#### 3 参加手続き

##### (1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部都市計画課 施設班 担当 土山、塚原

電話 (078) 362-4307(直通) FAX (078) 362-4453

##### (2) 応募要領及び特記仕様書の配布

###### ア 配布期間

令和4年6月14日(火)から同月24日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

###### イ 配布場所

上記(1)に同じ。

上記のほか、兵庫県のホームページで応募要領及び特記仕様書を公表する。

(ホームページURL:[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/persontrip/r4\\_persontrip\\_proposal.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/persontrip/r4_persontrip_proposal.html))

##### (3) 参加資格審査申請書類の提出

###### ア 提出期間

令和4年6月14日(火)から同月24日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

###### イ 提出場所

上記(1)に同じ。

##### (4) 応募図書の提出

###### ア 提出期間

令和4年7月4日(月)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(応募図書は上記(3)により、参加資格が認められた者のみ提出することが出来る。)

###### イ 提出場所

上記(1)に同じ。

##### (5) その他

詳細は応募要領による。

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 SOCOLA塚口クロス  
所在地 尼崎市南塚口町二丁目865番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 野村不動産株式会社  
住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
代表者の氏名 松尾大作
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 SOCOLA阪急塚口クロス  
(2) 変更後 SOCOLA塚口クロス
- 4 変更年月日  
令和4年5月26日
- 5 届出年月日  
令和4年5月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
(2) 縦覧期間  
令和4年6月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限  
令和4年10月14日  
(2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) コーナンPRO尼崎下坂部店  
所在地 尼崎市下坂部三丁目118番 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要  
(環境保全課)

(1) 特定施設の設置を行う場合

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する施設を設置する場合は、各法令の定める期限までに届出又は許可申請書を提出してください。

(2) 重機を使用する場合

騒音規制法、振動規制法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する特定建設作業を伴う場合は、各法令の定める期限までに届出を提出してください。

(3) 工場や事業所等を新築する場合

自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内から発生する騒音・振動・悪臭の伝播<sup>ば</sup>について、近隣への十分な配慮を願います。

(産業廃棄物対策担当)

- (1) 産業廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進すること。
- (2) 廃棄物を排出する場合は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別すること。
- (3) 産業廃棄物を保管する場合は、保管基準に従い、適正に保管すること。
- (4) 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従い、適正に処理すること。
- (5) 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。

(資源循環課)

- (1) 一般廃棄物の発生抑制及び資源化・再利用を積極的に推進すること。
- (2) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に従い適正に分別し、排出すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従うこと。
- (4) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理すること。

(道路維持担当)

施工前・施工後に道路維持担当の職員と現地立会いを行い、開発に伴い開発地の西・南側に位置する市道に損傷を与えた場合は、届出者の負担により補修を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年6月14日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町西田原字上野田1825番1、1825番3、1826番、1827番、1828番1、1828番5の一部、1828番10、1829番1、1842番6、1842番7の一部、1842番8、1851番2から4、1852番1の一部、1852番3、1825番1地先水路、1826番地先水路、1851番2地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市松陽三丁目3-2  
東伸株式会社 代表取締役 山下正雄

3 許可年月日及び許可番号

令和4年4月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-5-2号（3福崎）

**県議会事務局公告**

**兵庫県議会情報公開条例の運用状況**

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、令和3年度における運用状況

を次のとおり公表する。

令和4年6月14日

兵庫県議会議長 小西隆紀

1 公文書公開及び審査請求の状況

(単位：件)

| 区分 | 公文書の公開 |      |      |     |     | 審査請求<br>件数 |
|----|--------|------|------|-----|-----|------------|
|    | 請求件数   | 処理状況 |      |     |     |            |
|    |        | 公開   | 部分公開 | 非公開 | その他 |            |
| 件数 | 8      | 4    | 3    | 1   | 0   | 0          |

2 情報提供の状況

提供件数188件

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第28号

平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第90号（衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設置）の一部を次のとおり改正する。

令和4年6月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂則本

表西宮市第1開票区の項中「同第93投票区」を「同第92投票区」に、同表西宮市第2開票区の項中「西宮市第94投票区から同第110投票区まで」を「西宮市第93投票区から同第109投票区まで」に改める。

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年6月14日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 桐原弘毅

1 調達内容

- (1) 入札件名  
放置駐車違反管理システム賃貸借
- (2) 契約内容  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和5年2月28日（火）
- (4) 契約期間  
令和5年3月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり
- (6) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 橋本  
電話 (078) 341-7441 内線2273
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和4年6月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和4年7月26日（火）午前10時 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年7月25日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年7月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
免除
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和4年6月28日（火）までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年8月2日（火））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の

入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kirihara Koki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Traffic accident prevention system (leasing contract)

(3) Lease period:

From March 1, 2023 through February 29, 2028

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 28, 2022

(6) Deadline for tender:

17:00 July 25, 2022 by mail

10:00 July 26, 2022 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hashimoto, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2273